

令和 7 年度

1 級造園施工管理技術検定

《検定区分》

第一次検定・第二次検定

新受検資格

受検の手引

(本検定区分は「2 級造園施工管理技術検定第二次検定」合格者のみが対象となります)

インターネット申込受付期間

令和 7 年 5 月 7 日(水)～5 月 21 日(水)

【注意】新規受検申込者は、上記期間内にインターネットで申込事前情報登録及び決済の後、
5 月 23 日(金)(消印有効)までに必要書類の郵送をしていただかないと受検できません

試験日

第一次検定：令和 7 年 9 月 7 日(日)

第二次検定：令和 7 年 12 月 7 日(日)

※この手引は、申込後も必要となりますので、大切に保管してください。
※申込後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 全国建設研修センター

はじめに

1 級造園施工管理技術検定は、建設業法に基づき、建設工事に従事する施工技術の確保、向上を図ることにより、資質を向上し、建設工事の適正な施工の確保に資するもので、国土交通大臣指定試験機関である一般財団法人全国建設研修センターが実施する国家試験です。

1 級造園施工管理技術検定は、令和元年度の法改正により、令和 3 年度から第一次検定及び第二次検定によって行われ、第一次検定合格者は「1 級造園施工管理技士補」、第二次検定合格者は「1 級造園施工管理技士」の国家資格を取得することができます。

今般、建設業における担い手確保・育成を図るため、技術検定の受検資格見直し等の関係法令等の改正が行われ、受検資格は、令和 6 年度から、第一次検定は学歴に関係なく 19 歳以上の者になり、第二次検定は学歴ごとに定められていた卒業後の一定の実務経験を有する者から、学歴に関係なく第一次検定等合格後の一定の実務経験を有する者になりました。なお、令和 10 年度までは、制度改正前の第二次検定の旧受検資格での受検も可能となる経過措置が設けられています。

本手引は、1 級造園施工管理技術検定の新受検資格による第一次検定・第二次検定の申込みをするため、受検資格、必要な諸手続、提出書類、申込書類の作成要領、試験要領等についてまとめたものです。

申込みされる方は、本手引に従い、申込みをしていただくようにお願いします。

また、申込みされるにあたっては、最近申込み手続きに関する不備な事象が発生していることから、特に次の諸点に十分にご注意ください。

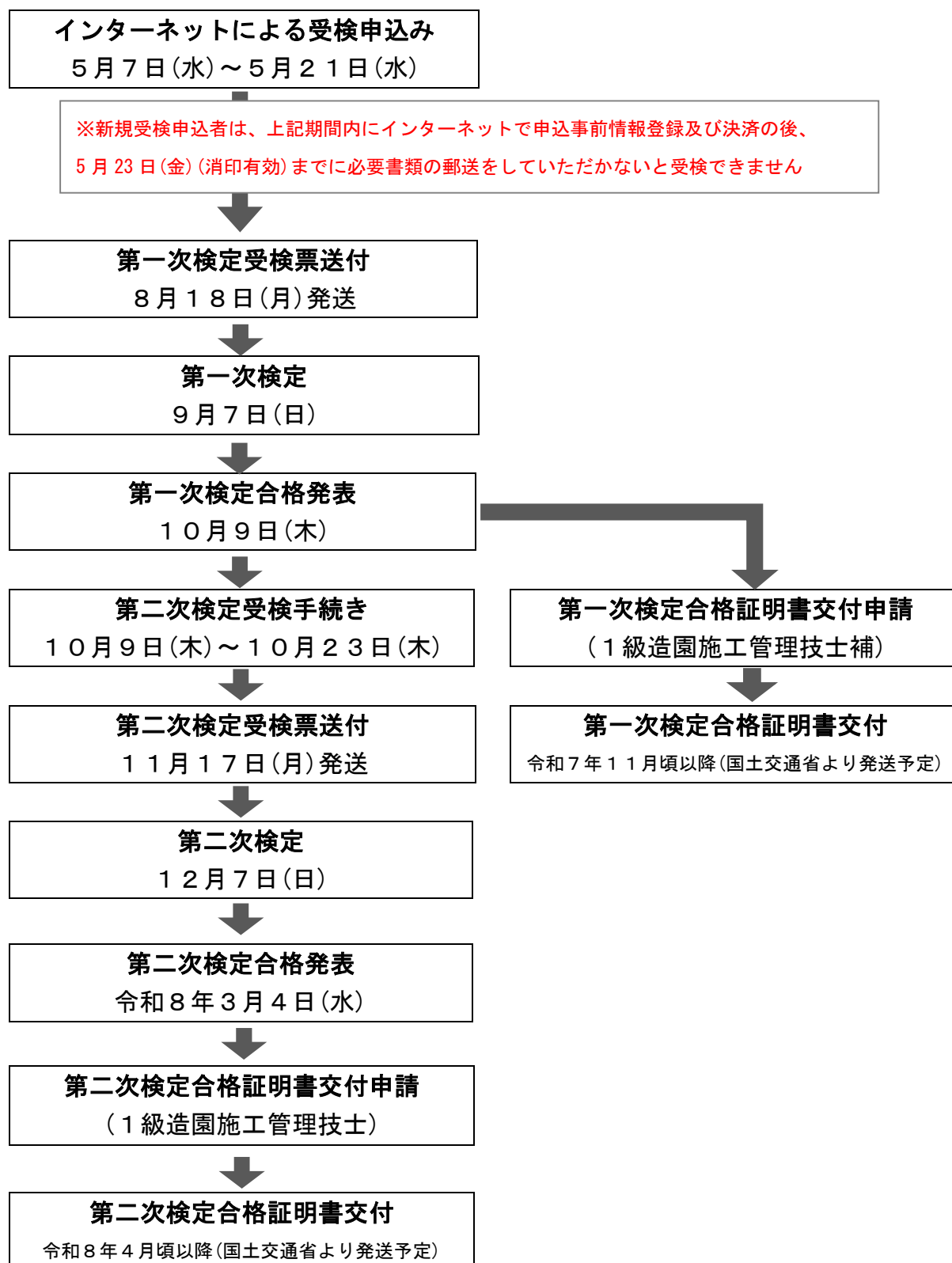
- ・ 1 級造園施工管理技術検定において、実務経験については非常に重要であることから、内容を十分にご確認ください。
- ・ また、実務経験については、証明者による証明が必要ですので、記載内容等に関し、必ず証明者にも十分な確認を依頼してください。
- ・ さらに申込書類の記載等に不備がある場合は、受検もしくは合格の取り消される場合がありますので、記載内容等について十分にご確認ください。

目 次

1. 1 級造園施工管理技士補および 1 級造園施工管理技士の資格取得まで	1
2. 「第一次検定・第二次検定」受検対象者と受検資格区分(新受検資格)及び必要な情報等	2
3. 実務経験について	3
4. 受検申込受付期間・申込方法等について	8
5. 第一次検定受検手数料	8
6. 申込みに必要な情報等について	9
7. 再受検申込みにについて	10
8. 実務経験証明書(F 票)の作成について	11
〈第一次検定について〉	
9. 受検取消について	17
10. 住所変更等について	17
11. 受検票の送付について	17
12. 受検地変更について	18
13. 試験日時・試験地・試験の内容について	19
14. 受検に際しての注意	20
15. 障がいのある方を対象とした受検に関する手続きについて	21
16. 試験問題等の公表について	22
17. 合格発表について	22
18. 第一次検定合格証明書の交付申請手続きについて	22
〈第一次検定合格後の第二次検定について〉	
19. 受検の手続期間・手続方法・受検手数料等について	23
20. 住所変更等について	23
21. 受検票の送付について	24
22. 受検地変更について	24
23. 試験日時・試験地・試験の内容について	24
24. 受検に際しての注意	25
25. 試験問題の公表について	26
26. 合格発表について	27
27. 第二次検定合格証明書の交付申請手続きについて	27
28. 国外における実務経験について	27
29. よくある質問	28
30. (様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届について	29
31. (様式ロ)受検辞退(受検申込後の取消手続き)届について	30
施工管理技術検定における自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について	31

1. 1級造園施工管理技士補および1級造園施工管理技士の資格取得まで

〈令和7年度 第一次検定・第二次検定〉



2. 「第一次検定・第二次検定」受検対象者と受検資格区分(新受検資格)及び必要な情報等

- (1) 以下の【受検資格区分】に該当し、所定の実務経験年数を有する者が受検できます。
- (2) 申込受付時に必要な情報及び受検資格区分毎の条件を満たす必要となる実務経験年数を入力できないと登録が完了できません。
- (3) 実務経験の内容については、3～11 ページを参照してください。
- (4) 新規受検申込者はインターネット上で申込事前情報登録及び決済の完了後に、「個人ページ」から「必要となる提出書類」をダウンロードし、「受検区分に応じて必要な書類」を同封の上、郵送が必要です。
- (5) 申込事前情報登録時に申請された実務経験がF 票（実務経験証明書）で証明できない場合、受検はできません。
- (6) 再受検申込者は 10 ページを参照してください。

造園施工管理に関する必要な実務経験年数	
【受検資格区分 1】 2 級造園施工管理技術検定第二次検定合格者(※1)	
①	2 級 第二次検定(旧実地試験含む)合格後の実務経験 5 年以上 (令和7年度の該当者は令和元年度までの合格者)
②	2 級 第二次検定(旧実地試験含む)合格後の特定実務経験 1 年以上を含む実務経験 3 年以上 (令和7年度の該当者は令和 3 年度までの合格者)

※1 本受検資格区分は、当年度の 1 級造園施工管理技術検定第一次検定に合格した者のみ、第二次検定を受検できます。申込後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

※2 特定実務経験については 13 ページを参照

(1) 申込時に必要となる情報(9 ページ参照)

- ・住民票コード
- ・受検申込者の顔写真データ(JPEG 形式)
- ・2 級造園施工管理技術検定第二次検定（旧実地試験含む）の検定合格番号(もしくは合格時の受検番号)及び年度

(2) 申込事前情報登録及び決済後に郵送が必要な書類(10 ページ参照)

- ・E 票(受検申請書)
- ・F 票(実務経験証明書)及びチェックリスト
- ・G 票(受検申込書)

宛名ラベルを貼り付けた封筒(角 2 サイズ)で、受検申込者個人別に郵便局の窓口で簡易書留郵便にて 5 月 23 日(金)(消印有効)までに郵送してください。(8 ページ参照)

※締切日までに郵送しない場合、インターネット受検申込みが無効となり受検できません

3. 実務経験について

(1) 実務経験とは

「実務経験」とは、建設工事の実施にあたり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験をいい、具体的には以下の①～③(いずれも補助者としての経験を含む)をいいます。

- ① 工事請負者の従業員として請負工事の施工を管理した経験
- ② 工事発注者の従業員として発注工事の施工を指導・監督した経験
- ③ 工事監理業務等受託者の従業員として対象工事の工事監理を行った経験
(設計・工事監理業務の一括受注は工事監理業務期間のみ)

(2) 実務経験の申請について

実務経験は受検資格の基本となる重要な内容ですので、実務経験証明書(F票)及びチェックリストの作成、申込事前情報の登録については、8～15 ページを参照し間違いのないようにしてください。実務経験証明書(F票)及びチェックリスト、申込事前登録の申請内容は、申込完了後の加筆・訂正はできません。

(3) 実務経験の対象となる建設工事の種類・工事内容・従事内容

建設業法に定められた建設工事の種類(いわゆる29種類)のうち、「造園工事」のみが対象です。

※造園工事の詳細と申込時の入力コードについては4ページ[表Ⅰ]建設工事の種類(工事業種区分)、[表Ⅱ]従事内容を参照してください。

建設工事の種類は、以下の場合に造園工事と判断できます。

- ① 工事請負者の従業員：以下のいずれか
 - ① - 1 所属先が「造園工事」の建設業許可を有している場合
 - ・ 所属先(派遣・出向等については派遣等先企業)の請け負った工事の種類が造園工事の場合(一式工事等に含まれる造園工事を含む)
 - ① - 2 所属先が造園工事の建設業許可を有していない場合
 - ・ 建設業許可を受けず建設業を営んでいる場合は、その請負工事が造園工事の場合
 - ・ 一式工事等に含まれる造園工事について専門技術者(建設業法第26条の2に定める技術者)を配置して行った工事を担当した場合
- ② 工事発注者の従業員：発注工事に含まれる造園工事
- ③ 工事監理業務等受託者の従業員：受託した範囲の工事に含まれる造園工事

実務経験の業種が不明な場合は、ご自身の実務経験の工事内容が、どの建設工事に該当するかを所属先に確認してください。

所属先が下請けに出した専門工事(一式工事以外の建設工事)の種類についても、所属先が当該工事の種類について建設業許可を有しており、当該部門の担当者として施工管理に関わった場合、その建設工事の種類を実務経験として申請することができます。

上記の例として、所属先が土木一式工事で受注した工事のうち、下請けに出した造園工事の担当者として施工管理に関わった場合、その期間を「造園工事」の実務経験として申請することができます。

なお、その場合当該期間を「土木一式工事」として申請することはできません。

国外の建設工事も実務経験となります。建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事における実務経験は国内の実務経験と同様に認められ、それ以外の国外の実務経験については国土交通大臣に個別申請し認定を受ける必要があります。(27 ページを参照)

〔表Ⅰ〕 造園施工管理に関する実務経験として認められている建設工事の種類（工事業種区分）

建設工事の種類 (工事業種区分)	工事内容	工事内容の例示
23.造園工事	1. 公園工事	植栽工・移植工・樹木整姿工・地被工・花壇工 水景工(池・滝・流れ等)・景石工(石組・石積等)・園路広場工 休養施設工(四阿・パーゴラ等)・サービス施設工(ベンチ・テーブル等) 遊戯施設工・運動施設工・園地造成工(地ごしらえ工)・植栽基盤整備工
	2. 緑地工事	植栽工・移植工・樹木整姿工・地被工・園路広場工 休養施設工(四阿・パーゴラ等)・サービス施設工(ベンチ・テーブル等) 運動施設工・園地造成工(地ごしらえ工)・植栽基盤整備工
	4. 墓苑園地造園工事	植栽工・移植工・樹木整姿工・地被工・花壇工・園路広場工 休養施設工(四阿・パーゴラ等)・サービス施設工(ベンチ・テーブル等)
	5. 住宅団地造園工事	植栽工・移植工・樹木整姿工・地被工・花壇工・園路広場工 休養施設工(四阿・パーゴラ等)・サービス施設工(ベンチ・テーブル等) 遊戯施設工・植栽基盤整備工
	6. 道路緑化(植栽)工事	植栽工・移植工・樹木整姿工・地被工・植栽基盤整備工
	7. 遊園地造園工事	植栽工・移植工・樹木整姿工・地被工・花壇工・園路広場工 休養施設工(四阿・パーゴラ等)・サービス施設工(ベンチ・テーブル等) 遊戯施設工
	8. 庭園工事	植栽工・移植工・樹木整姿工・地被工・花壇工 水景工(池・滝・流れ等)・景石工(石組・石積等) 園地造成工(地ごしらえ工)・植栽基盤整備工
	9. 建築物付属園地造園工事	植栽工・移植工・樹木整姿工・地被工・花壇工・園路広場工 植栽基盤整備工
	10. 屋上(壁面)緑化工事	植栽工・移植工・樹木整姿工・地被工・花壇工・植栽基盤整備工
	99. 上記に分類できない造園工事	

〔表Ⅱ〕 従事内容

○施工管理（請負者の立場での現場管理業務）→ イ. 施工管理 ロ. 主任技術者 ハ. 監理技術者 ニ. 監理技術者補佐
○施工監督（発注者の立場での工事監理業務）→ ホ. 発注者側監督員
○設計監理（設計者の立場での工事監理業務）→ ヘ. 工事監理等
※設計監理業務を一括で受注している場合、その業務のうち、工事監理業務期間のみ認められます。

〔表Ⅲ〕 造園施工管理に関する実務経験とは認められない建設工事等

工 事 内 容	
土木一式工事又は 建築一式工事等の工事	※植栽工等の造園工事に係る内容は除く
道路工事	法面保護工(コンクリートやモルタル吹付工、法粹工、厚層基材吹付工、種子吹付工)、 道路の維持工事(※植栽地等の維持等、造園工事に係る内容は除く)
河川工事及び砂防工事	堤防張芝工事、樹木伐採工事、砂防植栽工事、河川維持工事 (※植栽地等の維持等、造園工事に係る内容は除く)
林業工事	植林工事、造林工事、間伐工事、治山工事、林道工事
建築工事	便所・運動施設等の建築工事
外構工事	ビル・マンション・個人住宅等の擁壁・フェンス・門扉・駐車場等の構造物が中心の工事

(注) 造園工事の施工に直接的に関わらない次のような業務などは認められません。

- ① 工事着工以前における設計者としての基本設計・実施設計のみの業務
- ② 調査(点検を含む)、設計(積算を含む)、保守・維持・メンテナンス等の業務
- ③ 現場事務、営業等の業務
- ④ 官公庁における行政及び行政指導、研究所、学校(大学院等)、訓練所等における研究、教育及び指導等の業務
- ⑤ アルバイトによる作業員としての経験
- ⑥ 工程管理、品質管理、安全管理等を含まない雑役務のみの業務、単純な労務作業等
- ⑦ 入社後の研修期間(工事現場の施工管理になりません)

※ 上記の業務以外でも、造園施工管理の実務経験とは認められない業務・作業等は、実務経験の期間に算入できません。

(4) 実務経験年数の申請

- ・実務経験は連続している必要はありません。実務経験年数の合計が必要な年数を満たしていれば申請できます。

(5) 実務経験年数の算出

- ・実務経験年数に算入できるのは令和7年5月末日までです。
- ・2級第二次検定(旧実地試験含む)合格発表日以降の実務経験から算入できます。(下表を参照)
- ・必要な実務経験年数が不足する場合は、令和7年6月から12月(第二次検定の試験日前日まで)までの期間のうち実務経験として見込まれる期間を算入できます。

見込期間として計上できるのは、受検申込み時点で契約または特定できる工事に限ります。

見込期間を実務経験年数として申請する場合、実務経験証明書(F票)の「申請する実務経験年数」欄に(見込)と記入してください。なお、見込みとしていた実務経験が積みなかった場合、第二次検定の試験日前日までに受検申請の取り下げを行ってください。

試験日前日までに申し出のあった方に限り、受検手数料から郵便料・為替発行料を差し引いた金額を普通為替にて返金します。

受検資格を満たさずに受検した場合、後日、行政処分を受ける可能性があります。

- ・過去の申請内容と両立しない内容を記載した場合、そのいずれか、または双方が虚偽記載となり行政処分を受ける可能性があります。

【参考】

2級造園施工管理技術検定の合格年度と合格年月

【2級第二次検定(旧実地試験)】	
平成26年度→平成27年3月	平成30年度→平成31年3月
平成27年度→平成28年3月	令和元年度→令和2年3月
平成28年度→平成29年3月	令和2年度→令和3年3月
平成29年度→平成30年3月	令和3年度→令和4年3月

(6) 実務経験の申請方法

① 従事した工事毎に申請する場合

申請する期間において従事した比率が最も高い業務(以下、主たる業務という)を工事毎に実務経験として算入します。実務経験の申請について主たる業務以外の工事の実務経験を重複して申請することはできません。同時期に複数の工事を担当した場合も、重複期間を二重に計上できません。

(同時期に複数の工事に従事した場合に、他の検定種目の実務経験についても併せて申請する場合は15ページを参照)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A：造園工事(主たる業務)											
B：土木一式工事(従たる業務)				C：造園工事(主たる業務)							

※ A工事の終期とC工事の始期が同月内(9月)で重なる場合、9月の実務経験はいずれか一方に算入してください。B工事は主たる業務ではないので算入できません。

② 従事した複数工事をまとめて申請する場合

工期の短い同業種の工事に継続的に従事した場合、1年以内の期間に限りまとめて申請できます。

1年以上の期間をまとめて申請する場合は、1年毎に行を分けて申請してください。

1行にまとめて申請できるのは同一の勤務先、建設工事の種類、従事内容に限ります。

記入方法は「実務経験証明書(F票)作成時の注意事項」(12ページ)㊦を参照してください。

(まとめて申請する同時期の複数工事について、他の検定種目についても併せて申請する場合は16ページを参照)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A期間：造園工事(期間内4件)											
								B期間：造園工事(期間内3件)			

※ 上記の場合、A期間を7ヵ月、B期間を4ヵ月として申請できます。

ただし、月内に一切工事を行っていない場合は、その月を実務経験として算入できません。

※ 複数工事をまとめた実務経験証明書(F票)の証明者は、建設業許可を有する勤務先の代表者に限ります。

建設業許可をもたない場合は、専ら建設業を営むことを証明する書類を提出してください。

(当該期間中の確定申告書、契約台帳等の写し)

※ 以下の場合、複数工事をまとめて申請することはできません。

- ・特定実務経験、監理技術者補佐としての実務経験
- ・工事発注者または工事監理業務等受託者の従業員としての経験
- ・証明者について建設業許可番号の記載がなく、主に建設業を営むことの証明もない場合
- ・実務経験の証明を受けられず自らが証明者となる実務経験

4. 受検申込受付期間・申込方法等について

受付期間 令和7年5月7日(水)～5月21日(水)

申込方法 **インターネットによる申込受付**

新規受検者は、上記受付期間内にインターネットで申込事前情報登録及び決済の後、**5月23日(金)(消印有効)**までに必要書類の郵送が必要です。

※期日までに必要書類の郵送が行われない場合は、いかなる理由があっても受検することはできません。

●新規受検申込者への注意事項

- ・上記受付期間内に申込事前情報登録及び決済を完了のうえ、**5月23日(金)(消印有効)**までに必要書類を郵送することで申込完了となります。
- ・必要書類一式は申込事前情報登録及び決済後に、個人ページからダウンロードできます。
- ・必要書類一式は、個人ページからダウンロードした宛名ラベルを貼り付けた封筒に入れ受検申込者個人別に郵便局の窓口で簡易書留郵便にて郵送してください。ポスト投函はしないでください。
- ・消印のない郵送(料金別納・料金後納)は、締切日までに到着したものに関限り受け付けます。
- ・一つの封筒に複数人の必要書類を同封して郵送した場合は、申込みを受け付けません。
- ・宅配便等を利用した申込みや直接持参による申込みは固くお断りします。
- ・申込書類に不備や不足があると受検できませんので、必ず受検申込者が確認のうえ郵送してください。
- ・申込書類提出後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。
- ・提出された必要書類は返還しません。
- ・申込用封筒は角2封筒(A4が折らずに入るサイズ)を使用してください。

5. 第一次検定受検手数料(17,200円)

- ・受検手数料は消費税非課税です。インボイス対応取引ではございません。
- ・支払いはクレジットカード決済もしくはコンビニエンスストア決済を選択できます。
※コンビニエンスストア決済を選択できるのは、申込受付締切日の3日前までです。
※コンビニエンスストアでの払込期限は、申込受付締切日と同日です。払込期限までに受検手数料の払込みがない場合は、申込が無効となりますのでご注意ください
※その他、詳細は当センターホームページのインターネット受検申込みシステム受付画面の「2. 利用説明」及び「ステップガイド」でご確認ください。
- ・クレジットカード決済は、以下のクレジットカード会社が使用できます。
VISA/Master/JCB/アメリカン・エクスプレス/Diners
- ・コンビニエンスストア決済は以下のコンビニエンスストアが利用できます。
セブンイレブン/ローソン、ローソン・スリーエフ/ファミリーマート/セイコーマート/ミニストップ

6. 申込みに必要な情報等について *再受検申込みに (2)は不要です

(1) 申込事前情報登録時に全員が必要な情報 ※申込手続き前に準備してください

① 住民票コード(11桁の数字)(新規受検申込者のみ)

※マイナンバー(12桁)ではありません

※ご自身の住民票コードが分からない方は、お住まいの自治体にお問い合わせください

② 2級造園施工管理技術検定第二次検定合格を証する情報(新規受検者のみ)

・検定合格番号(もしくは合格時の受検番号)及び年度

※「検定合格番号」は、国土交通省から交付された「技術検定合格証明書」で確認できます。

(国土交通省に交付申請をした方に交付されるものです)

※「合格時の受検番号」は、合格時に当センターから送付した結果通知書で確認できます。

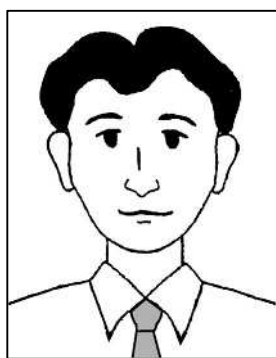
※結果通知書を紛失した方は、当センター造園試験課宛てにお問い合わせください。合格者本人からの問い合わせに限り、合格時の受検番号をお伝えします。

③ 令和3年度以降に受検した際の「受検年度」及び「受検番号」(再受検申込者のみ)

※「受検票」もしくは「結果通知書」で確認してください。

④ 受検申込者の顔写真データ(JPEG形式)

試験当日、本人確認を行いますので鮮明な写真を提出してください。なお、提出された写真は検定合格証明書に印刷されます。



- 規格**
- ・正面上半身像の高さと幅の比率が概ね4：3
 - ・6ヵ月以内に撮影したもの(白黒でも可)
 - ・正面、無背景、鮮明であること(焦点が合っていること)
 - ・明るさやコントラストが適切で影のないもの
 - ・前髪で目元や輪郭が隠れないこと
 - ・眼鏡の光の反射やフレームが目にかかっていないこと
 - ・サングラスやマスク、帽子等を着用していないもの

※試験当日の写真確認の際、顔写真が実際と大きく異なる等本人確認が難しい場合には試験監督員が運転免許証等の掲示や説明を求めることがあります。

(2) 申込事前情報登録及び決済後に郵送が必要な書類

宛名ラベルを貼り付けた封筒(角2サイズ)で、受検申込者個人別に郵便局の窓口で簡易書留郵便にて5月23日(金)(消印有効)までに郵送してください。(9ページ参照)

※締切日までに郵送しない場合、インターネット受検申込みが無効となり受検できません

- ・E票(受検申請書)
- ・F票(実務経験証明書)及びチェックリスト
- ・G票(受検申込書)

上記の必要書類は申込事前情報登録及び決済後に、送付用の宛名ラベルと併せて個人ページからダウンロードしてください。F票(実務経験証明書)及びチェックリストは、個人ページ及び当センターホームページからダウンロードすることもできます。

F票(実務経験証明書)及びチェックリストは、申込事前情報登録時に申請した受検資格に関する情報を証明する書類です。「8. 実務経験証明書(F票)の作成について」(11ページ参照)を確認のうえ、作成してください。提出された実務経験証明書(F票)に不備があるなど、申込事前情報登録で申請された受検資格に関する情報が証明できない場合、受検することはできません。

7. 再受検申込みについて

※インターネットから直接受検申込みを行ってください。(書面による申し込みはできません)

詳細は当センターホームページをご確認ください。

再受検申込みには、過去に受検した際の「受検年度」「受検番号」の入力が必要となります。「受検票」もしくは「結果通知書」で確認してください。

(1) 再受検申込者とは

次の受検者で、令和7年度の同一検定に再度受検申込みする方のことです。

- ・令和6年度以降の「第一次検・第二次検定」を受検し、不合格の方(欠席した方を含む)

(2) 再受検申込者に該当しない方

- ①初めて1級造園施工管理技術検定の受検申込みを行う方
- ②1級造園施工管理技術検定の「第一次検定のみ」しか受検したことがない方
- ③過去に受検申込みをしたが、書類不備または受検辞退等により受検票を受け取っていない方

8. 実務経験証明書(F票)の作成について

(1) 基本的な実務経験記入例

F票

国土交通大臣指定試験機関
一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿
建設業法に基づく技術検定の受検資格に関して、下記の実務経験を証明します。

実務経験証明書(新受検資格用)

受検番号

※記入しないでください

(証明者) **H**
建設業許可番号 **①東京都知事** 許可(一般) **22** 第 **1 2 3 4 5 6** 号
会社または事業者名 **〇〇(株)**
所在地 **東京都千代田区永田町×-×-×**
TEL **03-〇〇〇〇-△△△△**
役職名 **代表取締役社長**
証明者氏名 **国土 義明**

令和 7 年 5 月 7 日

受検申請者

フリガナ
氏名

コダイワ イチロウ
小平 一郎

生年月日

昭和(平成) 5 年 4 月 30 日生

証明者との関係

代表取締役社長と社員

申請する 検定種目	勤務先名 所属部署	工事名 発注者	建設工事の種類	工事内容	従事内容	請負金額	監理技術者(主任技術者)氏名 監理技術者資格者証交付番号等	特定実務経験、監理技術者補佐はし点 実務経験年数	申請する 実務経験年数
A 造園	〇〇(株)	B △△ビル	23	C 10	口	2,200万円	E 建設 太郎	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐	
	第2工事課							△△ビル	令和 5 年 10 月 ~ 令和 6 年 4 月 まで
造園	〇〇(株)	県道□□号線	23	6	イ	2,400万円	小平 二郎	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐	
	第2工事課							東京都	令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 4 月 まで
造園	〇〇(株)	××マンション	23	9	イ	900万円	小平 二郎	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐	
	第2工事課							××マンション管理事務所	令和 7 年 6 月 ~ 令和 7 年 11 月 まで

●実務経験証明書(F票)について

- ・所属先や証明者が異なる場合は、それぞれ実務経験証明書(F票)を作成してください。
- 1枚に書ききれない場合など、2枚目以降を作成した場合は、全ての実務経験証明書(F票)に証明者の記名が必要です。

●実務経験証明書(F票)の証明者

実務経験の証明は会社の代表者等の記名が必要であり、証明者は以下に該当する者だけです。

- ① 工事請負者の従業員としての実務経験期間の場合(以下のいずれか)
 - ・工事請負者の代表者、または当該工事の監理技術者、主任技術者
- ② 発注者の従業員としての実務経験期間の場合
 - ・工事発注者の代表者
- ③ 工事監理業務等受託者の従業員としての実務経験期間の場合
 - ・工事監理業務等受託者の代表者

いずれの場合も証明者の代理人として、代表者の権限を分掌する部署長等が証明者となることができます。(工事の監理技術者等を除く)

派遣の場合、証明については、派遣先企業による証明が必要です。ただし、派遣先企業による証明が困難な場合は、派遣元企業による証明とし、原則として、以下の内容が全て確認できる派遣等契約書や派遣元管理台帳等の写しが必要となります。

- ・派遣者(受検者)氏名、派遣期間、派遣元・派遣先企業名、派遣業者の許可番号

※ 一つの書面で確認がとれない場合は、複数の書面の提出が必要となります。

なお、派遣元企業が証明する場合は、工事毎の証明とし、複数工事をまとめた証明はできません。

令和6年3月31日までに着工した工事の証明については、実務経験期間当時の代表者、または証明時点で代表者が過去の実務経験も含めて証明できます。なお、証明時点で廃業している場合は、廃業前の代表者による証明が可能です。令和6年4月1日以降に着工した工事の証明については、実際の実務経験期間における所属先の代表者等による証明のみ有効です。

建設業を営む事業主自ら施工管理業務に従事した場合、事業主自身が証明者となります。その際、会社または事業者名欄には事業主の氏名、役職名欄には事業主と記入してください。

●実務経験証明書(F票)に必要な添付書類

以下の場合、実務経験証明書(F票)以外に添付書類が必要です。

- ・建設業許可をもたない建設業者が複数工事をまとめて記載：専ら建設業を営むことの証明
(当該期間中の確定申告書、契約台帳等の写し)

また、記載内容に疑義が生じた場合など、必要に応じて工事請負契約書、請書、注文書等の写しの提出をお願いすることがあります。

●実務経験証明書(F票)作成時の注意事項(下記①～⑩は11ページ記入例を参照)

- ①申請する検定種目は造園と記入してください。
- ②工事名・発注者は工事請負契約書等に記載された正式名称を記入してください。
- ③建設工事の種類、工事内容、従事内容は、それぞれ[表Ⅰ～Ⅱ](4ページ)から記号・番号を選択して記入してください。請負金額は工事請負契約書等に記載された税込み金額を記入してください。
- ④発注者側技術者または工事監理等業務に従事した場合は、請負金額の記入は不要です。
- ⑤勤務先が建設業許可業者の場合は、勤務先が配置した監理技術者(主任技術者)氏名を必ず記入してください。ただし、監理技術者資格者証交付番号の記入は不要です。
勤務先が建設業許可をもたない場合、発注者側技術者または工事監理等業務に従事した場合は、記入は不要です。
- ⑥工期の短い同業種の複数工事をまとめて申請する場合、工事名、発注者、建設工事の種類、工事内容、従事内容、請負金額、監理技術者(主任技術者)氏名は代表的な工事のものを記入してください。
従事した複数工事をまとめて申請できるのは1年以内の期間に限ります。1年以上の期間をまとめて申請する場合は、1年毎に行を分けて記入してください。
- ⑦見込期間を実務経験として申請する場合は、(見込)と記入してください。なお、見込期間は令和7年6月から12月(第二次検定の試験日前日まで)まで算入できます。
- ⑧証明者欄は「実務経験証明書(F票)の証明者」(11ページ)を参照してください。日付は証明者が証明した年月日を記入してください。
- ⑨証明者の所属先が建設業許可業者の場合は、必ず記入してください。ただし、建設業許可をもたない場合、発注者側技術者または工事監理等業務に従事した場合は、記入は不要です。

(2) 特定実務経験を含む実務経験記入例

F 票		実務経験証明書(新受検資格用)						受検番号	
国土交通大臣指定試験機関 一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿		(証明者) 建設業許可番号 東京都知事 許可(一般)第 22 号 第 1 2 3 4 5 6 号 会社または事業者名 ○○(株) 所在地 東京都千代田区永田町×-×-× TEL 03-○○○○-△△△△ 役職名 代表取締役社長 証明者氏名 国土 義明						※記入しないでください	
建設業法に基づく技術検定の受検資格に関して、下記の実務経験を証明します。 令和 7 年 5 月 7 日									
受検申請者	フリガナ 氏名	コダイラ イチロウ 小平 一郎	生年月日	昭和 (平成)	5 年 4 月 30 日生	証明者との関係	代表取締役社長 と 社員		
申請する 検定種目	勤務先名 所属部署	工事名				監理技術者(主任技術者)氏名 監理技術者資格者証交付番号等	特定実務経験、監理技術者補佐はし点 実務経験年数 申請する 実務経験年数		
I 造園	第2工事課	△△市立公園整備工事 (A)				(B) 永田 康二 00123456789	(C) ☒ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐 令和 5 年 5 月 ~ 令和 5 年 12 月まで 年 8ヵ月		
	第2工事課	□□ビル屋上緑化工事 (A)				(B) 小平 一郎	(C) ☒ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐 令和 6 年 1 月 ~ 令和 6 年 5 月まで 年 5ヵ月		
II 造園	第2工事課	××マンション植栽工事				造園 太郎	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐 令和 7 年 1 月 ~ 令和 7 年 4 月まで 年 4ヵ月		
	第2工事課	××マンション管理事務所							

●特定実務経験とは(受検資格区分②)

建設業法の適用を受ける請負金額 4,500 万円(税込)以上の建設工事における、以下のいずれかの実務経験をいいます。

- ・監理技術者もしくは主任技術者(いずれも請け負った造園工事の監理技術者資格者証を有する者)の指導の下で行った造園施工管理の実務経験(上図 I)
- ・自ら造園工事の監理技術者もしくは主任技術者として行った造園施工管理の実務経験(上図 II)

ただし、以下の場合には特定実務経験とは認められません。

- ・監理技術者もしくは主任技術者の指導の下で行った施工管理の実務経験において、その監理技術者、主任技術者と同じ企業(派遣・出向の場合は派遣先企業に属するものと見なす)に所属しない場合
- ・工事発注者または工事監理業務等受託者の従業員としての経験
- ・建設業法の適用を受けない国外の工事や請負によらない工事
- ・実務経験証明書(F票)において、まとめて記載された部分に含まれる工事
- ・一式工事等に含まれる専門工事の実務経験 (所属先が請け負った建設工事の種類のみが対象です)

●特定実務経験を申請する際の注意事項

- 建設業法の適用を受ける請負金額 4,500 万円(税込)以上の工事に限ります。
- 当該工事の監理技術者(または主任技術者)氏名と監理技術者資格者証の交付番号・有する建設業の種類を記入してください。(監理技術者資格者証オモテ面下の「建設業の種類」で確認してください)ただし、受検者自身が主任技術者として携わった場合は、監理技術者資格者証交付番号等の記入は必要ありません。
- 特定実務経験を記入した場合は、☐ 特定実務経験に ☒ を入れてください。

(3) 実務経験証明のチェックリストについて

受検申込者と確認者は、「実務経験証明書(F票)」の内容について確認を行ってください。すべてのチェックリストの項目内容について確認しチェック欄に✓印を入れてください。

※記載された実務経験の内容等に不明な点がある場合、確認者あてに電話で問い合わせる場合があります。

チェックリスト

【新受検資格用】

- このチェックリストは、受検申込者と確認者が、記載した「実務経験証明書(F票)」の内容等についてチェックするためのものです
 - 受検申込者は、下記チェックリストの項目内容をよく確認し、受検申込者チェック欄に✓を入れてください
 - 確認者は、「実務経験証明書(F票)」の記載内容と下記チェックリストの項目内容について間違いがないかよく確認し、「確認者チェック欄」に✓を入れ、「確認者」欄に「氏名・会社名・部署名・役職名・連絡先」を記入してください
- ※確認者とは、「実務経験証明書(F票)」の証明者もしくは代理の方(代表者の代わりに実務経験を証明することのできる直属の上司等)をいいます
- 記載された実務経験の内容等に不明な点がある場合、確認者あてに電話で問い合わせる場合があります

		受検申込者氏名	検定 太郎
チェック		項目	
	受検申込者	確認者	
1	✓	✓	「実務経験証明書(F票)」に記載した実務経験は、建設工事の実施にあたり、その施工計画の管理、安全管理等工事の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験である。
2	✓	✓	「実務経験証明書(F票)」に記載した実務経験は、「受検の手引」に記載のある「実務経験として認められている建設工事の種類(工事業種区分)・工事内容・従事内容」の経験である。
3	✓	✓	「実務経験証明書(F票)」に記載した実務経験年数は、「受検の手引」に記載のある「実務経験として認められない工事」に該当する業務のみに従事していた月を含んでいない。
4	✓	✓	「実務経験証明書(F票)」に記載した「申請する実務経験年数」は、複数工事を同時期に担当していた期間においては、重複して計算していない。もしくは、適切に按分して計算している。
5	✓	✓	「受検申請書(E票)」及び「実務経験証明書(F票)」は、提出後の加筆・訂正ができないことは確認済みである。
6	✓	✓	「実務経験証明書(F票)」に記載した証明者は、「受検の手引」に記載のある「実務経験証明書(F票)」の証明者に該当する証明者として適切な者である。

「受検申込者」と「確認者」両方のチェックが必要です

「確認者」の「氏名・会社名・部署名(ない場合は空欄でも可)・役職名・連絡先・確認日を必ず記入してください

●下記に上記チェックを行った確認者の氏名・会社名・部署名・役職名・連絡先・確認日を入力して

上記チェックリストの内容を確認いたしました。

【確認者】			
氏 名	全建 勝久	会 社 名	全国建設(株)
部 署 名		役 職 名	代表取締役社長
連 絡 先	☒ 勤務先TEL ☐ 携帯 042-322-XXXX	確 認 日	令和●年●月●日

(4) 実務経験証明書(F票)の証明が受けられない場合の提出書類

証明者の所在が不明または拒否されて証明が受けられない場合は、受検申込者が証明者として実務経験証明書(F票)を作成(複数工事をまとめて申請することはできません)し、原則として、以下の全ての書類を提出してください。

- ① 証明が受けられない理由書(本来の証明者の現況等の説明含む)
- ② 本来の証明者に関する資料(建設業を営んでいたこと等の証明)
建設業許可に関する資料、閉鎖登記簿
- ③ 受検申込者と本来の証明者との関係を示す資料
源泉徴収票、雇用契約書
- ④ ②の内容を十分に推定できる資料
出張命令書、経費精算書

〈参考〉他の検定種目と重複する期間の実務経験を申請する場合

他の検定種目の実務経験を申請した場合、検定種目が造園以外の実務経験は審査しません。他の検定種目の受検申請時に審査されます。

同時期に複数の業務に従事した場合、工事工期または従事期間を基に業務比率を算出することで、その比率に応じて他の検定種目の実務経験として申請できます。

業務比率は10%単位で按分し実務経験年数は0.1ヵ月単位まで算出します。

ただし、申込事前情報登録で実務経験を申請する際に0.1ヵ月単位は切り捨てとします。

(例) : 12ヵ月(1年)の実務経験のうち60%が造園、40%が土木であった場合、
 $12\text{ヵ月} \times 0.6 = 7.2\text{ヵ月}$ (造園) $12\text{ヵ月} \times 0.4 = 4.8\text{ヵ月}$ (土木) として申請します。

① 従事した工事が重複する場合(他の検定種目として申請)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A:造園工事											
								B:土木一式工事			

※ 上記の場合、業務の重複しない1月～8月の8ヵ月と、重複する9月～12月の4ヵ月に分けて算出します。重複する9月～12月の業務比率を造園70%、土木30%とした場合、

A: 1月～8月の8ヵ月(造園)

A: 9月～12月の4ヵ月 $\times 70\% = 2.8\text{ヵ月}$ (造園)

B: 9月～12月の4ヵ月 $\times 30\% = 1.2\text{ヵ月}$ (土木) となり、

合計10.8ヵ月を造園、1.2ヵ月を土木の実務経験として、それぞれ行を分けて申請します。

異なる検定種目の記入方法は、当該検定種目の記載方法を確認し記入してください。

申請する 検定種目	勤務先名 所属部署	発注者	工事名	建設工事の種類	工事内容	従事内容	請負金額	監理技術者(主任技術者)氏名 監理技術者資格者証交付番号等	特定実務経験、監理技術者補佐はし点 実務経験年数	申請する 実務経験年数
① 造園	〇〇(株)	△△市立公園	広場改修工事				4,200万円	造園 太郎	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐 令和5年1月～ 令和5年8月まで	年8ヵ月
造園	〇〇(株)	△△市	第1工事課	23	1	口	4,200万円	造園 太郎	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐 令和5年9月～ 令和5年12月まで	②(70%) 年2.8ヵ月
③ 土木	〇〇(株)	都道〇〇線	法面保護工事				3,100万円	土木 健一	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐 令和5年9月～ 令和5年12月まで	④(30%) 年1.2ヵ月
		東京都	第1工事課	土木一式	道路工事	土工等補助				

① 申請する検定種目をそれぞれ記入してください。

② 複数工事の業務比率を算出した場合、それぞれの比率を記入してください。

④ 申請する実務経験年数は0.1ヵ月単位で記入してください。

② 従事した複数工事を1行にまとめて申請する場合

工期の短い同業種の工事に継続的に従事した場合、1年以内の期間に限りまとめて申請できます。

1年以上の期間をまとめて申請する場合は、1年毎に行を分けて記入してください。

1行にまとめて申請できるのは同一の勤務先、建設工事の種類、従事内容に限ります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(業務比率)
A 1期間:造園(期間内2件)						A 2期間:造園工事						50%
B1期間:建築一式工事(期間内3件)						B2期間:建築一式工事(期間内2件)						30%
				C1期間:土木工事(期間内8件)								20%

※ 上記の場合、1月～12月の12ヵ月に算出した業務比率を乗じて算出します。

A:12ヵ月×50%=6.0ヵ月(造園)

B:12ヵ月×30%=3.6ヵ月(建築)

C:12ヵ月×20%=2.4ヵ月(土木) となり、それぞれの実務経験として申請できます。

異なる検定種目の記入方法は、当該検定種目の記載方法を確認し記入してください。

申請する 検定種目	勤務先名 所属部署	工事名 発注者	工事内容				請負金額	監理技術者(主任技術者)氏名 監理技術者資格者証交付番号等	特定実務経験、監理技術者補佐はし点	
			建設工事の種類	工事内容	従事内容	請負金額			実務経験年数	申請する 実務経験年数
① 造園	〇〇(株)	△△市立公園植栽管理工事 外2件	23	2	口	4,200万円	造園 太郎	令和5年1月～	令和5年12月まで	② 50%
① 建築	〇〇(株)	□□ビル 新築工事外4件	建築一式工事	ビル新築工事	施工管理補助	32,000万円	建設 健一	令和5年1月～	令和5年12月まで	② 30%
① 土木	〇〇(株)	国道〇〇号線 舗装工事 外7件	舗装工事	道路工事	施工管理	2,400万円	土木 健一	令和5年1月～	令和5年12月まで	② 20%

① 申請する検定種目をそれぞれ記入してください。

② 複数工事の業務比率を算出した場合、それぞれの比率を記入してください。

③ 申請する実務経験年数は0.1ヵ月単位で記入してください。

実務経験に複数業種の工事が含まれる場合、申請する検定種目以外の実務経験を省略できますが、他の検定種目を記載した実務経験証明書(F票)の原本をお手元に保管することで、他の検定種目の受検に同じ実務経験証明書(F票)を使用(コピー可)することができます。

ただし、提出された書類の返却はできませんのでご注意ください。

〈第一次検定について〉

9. 受検取消について

- ・ 8月1日(金)(消印有効)までに「(様式ロ)受検辞退届」(30 ページ)を郵送された方に限り、受検申込みの取消を受け付けます。
- ・ 受検手数料は郵送料・為替発行料を差し引いた金額を普通為替で返金いたします。
(10月下旬予定)
- ・ 「(様式ロ)受検辞退届」を印刷し必要事項を記入のうえ、当センター造園試験課「受検辞退係」まで郵送してください。(提出先は32 ページを参照)

10. 住所変更等について

申込書類提出後に住所(受検票等の送付先)、氏名、本籍(都道府県)等に変更があった場合は、「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(29 ページ)を印刷し、申込時の試験地、受検番号(分かる場合のみ)、氏名(フリガナ)、生年月日、日中連絡の取れる電話番号及び変更事項を記入のうえ、当センター造園試験課「住所変更係」まで郵送してください。(提出先は32 ページを参照) 氏名変更した方は戸籍抄本(または旧姓が併記された住民票)を併せて提出してください。

※ (様式イ)が未提出の場合は、受検票や結果通知書が届かない場合がありますので必ず提出してください。

11. 受検票の送付について

受検票は8月18日(月)に発送予定です。

- ・ 受検票(ハガキ)は普通郵便で発送します。
- ・ 受検票が届かない方は、8月25日(月)以降にお問い合わせください。
- ・ 受検資格のない方および書類不備等により受検できない方には、事前に文書にて通知します。
- ・ 受検票を受け取りましたら、検定種目、試験日時、試験会場、受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。
- ・ 受検票を紛失した方は必ず事前に造園試験課へ問い合わせ、受検番号・試験会場等を確認のうえ、試験当日に試験会場受付で再発行を受けてください。(顔写真付きの身分証明書をご持参ください)
- ・ 試験会場については当センターホームページ上でも公表します。
- ・ 試験会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。

1 2. 受検地変更について

- ・受検地の変更は原則として認めておりません。ただし、転勤・転居等のやむを得ない事情で変更を希望する場合は、**9月1日(月)(必着)**までに以下の①～④を当センター造園試験課「受検地変更係」まで郵送してください。(提出先は32ページを参照)

① (様式イ)変更届・・・「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(29ページ)
を印刷し必要事項を記入してください

② 受検票の写し・・・受検票を受け取っていない方は不要です

③ 変更理由の証明・・・転勤辞令や出張命令書等のコピーを提出してください

④ 返信用封筒・・・宛先明記の110円切手を貼ったもの(長形3号)
(速達を希望する方は合計410円分の切手を貼ってください)

- ・住所(今後の文書等の送付先)が変更になる方は新住所も忘れずに記入してください。
- ・受検地変更承認後、返信用封筒で「受検地変更許可書」を発送しますので指定した会場で受検してください。
- ・受検地変更許可書が届かない方は必ず9月5日(金)までにお問い合わせください。

13. 試験日時・試験地・試験の内容について

(1) 試験日 令和7年9月7日(日)

(2) 試験時間

入室時間	9時45分まで
受検に関する説明	9時45分～10時00分
試験時間 (第一次検定午前)	10時00分～12時30分
昼休み	12時30分～13時35分
受検に関する説明	13時35分～13時45分
試験時間 (第一次検定午後)	13時45分～15時45分

(3) 試験地

札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇

※ 試験会場は受検票でお知らせします。会場確保等の都合により、やむを得ず近郊の都市で実施する場合がありますのでご了承ください。

(4) 試験の内容

次の検定科目の範囲とし、解答はマークシート方式で行います。

検定区分	検定科目	検定基準
第一次検定	土木工学等	1. 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2. 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。
	施工管理法	1. 監理技術者補佐として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2. 監理技術者補佐として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。
	法規	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。

(5) 合格基準

次の基準以上の者を合格とします。ただし、試験の実施状況等を踏まえ変更する可能性があります。

- ・ 第一次検定 全体の得点が60%以上
かつ検定科目(施工管理法(応用能力))の得点が30%以上

(6) 個人の成績の通知

成績の通知は以下のとおり行います。なお、通知する成績については全体の結果のみとし、設問ごとの得点等については通知しません。

① 全体の得点が合格基準未満

- ・ 第一次検定 ○○問 正解

② 全体の得点が合格基準以上で、かつ応用能力問題の得点が合格基準未満

- ・ 第一次検定 ○○問 正解

施工管理法(応用能力)問題の得点が合格基準未満のため不合格

- ・ 通知した成績に係る問い合わせにはお答えできません。
- ・ 合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。

1 4. 受検に際しての注意

- ・ 事前に交通機関、経路、所要時間などを確認し、遅刻しないよう試験会場にお出かけください。
- ・ 試験会場及びその付近には駐車・駐輪できませんので、自動車・バイク・自転車等での来場はお断りします。公共交通機関(電車・バス等)をご利用ください。駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は再入室できません。
- ・ 第一次検定は午前と午後に分けて実施しますが、午前のみを受検者は欠席扱いとなります。また、午後のみを受検はできません。

(1) 試験当日に必要なもの

- ・ 受検票
- ・ 筆記用具(HBの黒鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)
 - ※ 万年筆、ボールペンでの記入は禁止
 - ※ 電卓等は使用できません
- ・ 時計(計算機能、辞書機能、通信機能を持つ時計及び携帯電話による時計機能の使用は不可)
- ・ 昼食(日曜日のため、試験会場周辺の飲食店は休業している場合があります)

(2) 試験会場における注意

- ・ 試験当日は9時30分までに来場し、受検番号の席につき受検票は机の上に置いてください。(受検票がないと受検できません)
- ・ 受検票を紛失した方は、試験当日に試験会場受付で再発行手続きを行ってください。
(顔写真付きの身分証明書をご持参ください)
- ・ 試験会場内では試験監督者の指示に従ってください。
- ・ 試験開始後1時間以内及び試験終了時刻10分前以降は退室できません。

- ・試験問題・解答用紙の持ち帰りはできません。ただし、試験問題は午前・午後とも試験終了時刻まで在席した方のうち、希望者に限り持ち帰りを認めます。途中退室者は退室時及び試験終了後の持ち帰りはできません。
- ・解答用紙を試験室から持ち出すことを禁止します。持ち出した場合は不正行為となります。また、解答用紙が未提出の場合は失格となります。
- ・受検票及び座席票への試験問題・解答の書き写しは禁止します。
- ・不正行為を行った者及び試験監督者の指示に従わない者には退場を命じます。
- ・試験室内では携帯電話等の電子機器の電源を切り、指定の封筒に入れカバン等にしまってください。また、時計代わりの使用も禁止します。
- ・試験中、机の上に置いてよいものは、「受検票」「鉛筆又はシャープペンシル」「消しゴム」「時計」のみです。その他のもの(筆箱・飲み物等)は机の上に置かないでください。また、帽子やイヤホンの着用は認められません。
- ・喫煙は指定場所以外では厳禁です。(試験会場により場内禁煙となる場合があります)
- ・自動車・バイク・自転車等での来場はお断りします。

15. 障がいのある方を対象とした受検に関する手続きについて

障がいのある方で試験当日に試験会場において配慮が必要な方は、試験日の1ヵ月前までに以下の手続きが必要です。(過去に手続きを行った方も、改めて手続きを行う必要があります)

(1) 申込みに際しての前提条件

障がいのある方が本検定を受検しようとする場合は、以下の3つの条件を満たしている必要があります。

- ① 本検定の受検資格を有すること
- ② 工事現場において施工管理技士、または施工管理技士補としての業務を遂行できること
- ③ 受検者単独で受検できること

(2) 手続方法について

当センター造園試験課までお電話いただき、障がいの内容(症状・程度)をお伝えください。

また、当方より「特別受検申請書」を送付しますので、以下①～②の書類を一括して試験日の1ヵ月前までに当センターへ郵送してください。

- ① 特別受検申請書
- ② 障害者手帳のコピー、診断書のコピー等障がい等の内容が分かる書類

※ 提出された書類により、後日、電話にてご連絡差し上げることがあります。

※ 障がいの症状・程度により、あるいは試験会場の設備などにより全てのご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

16. 試験問題の公表について

1級造園施工管理技術検定 第一次検定の試験問題および正答肢は、当センターホームページで、令和7年9月8日(月)13時から1年間公表します。

17. 合格発表について

合格発表日	令和7年10月9日(木)
公表期間	令和7年10月9日(木)9時～10月23日(木)

(1) 結果通知書の発送及び合格者受検番号の公表

上記発表日付けで当センターから第一次検定合格者及び不合格者あてに文書で通知します。欠席者への通知はありません。

また、当センターホームページで第一次検定合格者の受検番号を公表します。

※ 試験問題、解答の内容及び個人得点等に関する問い合わせは一切受け付けません。

(2) 結果通知書が未着の場合

10月16日(木)を過ぎても結果通知書が届かない方は、当センター造園試験課にご連絡ください。受検者本人の問い合わせに限り可否の結果をお伝えします。

※ 「個人情報保護に関する法律」により受検者以外の問い合わせにはお答えできません。

※ 当センター以外での電話による可否の問い合わせは行っておりません。

(3) 第二次検定の手続きについて

第一次検定合格者には合格通知書に第二次検定の受検申込手続用紙を同封しますので、それにより受検手続きをしてください。

※ 第二次検定の詳細については、23ページ以降を参照してください。

18. 第一次検定合格証明書の交付申請手続きについて

第一次検定に合格後、合格通知書に同封してある交付申請書を国土交通省に受付期間内に申請した方は、「1級造園施工管理技術検定 第一次検定合格証明書(1級造園施工管理技士補)」が交付されます。(令和7年11月頃以降、国土交通省より発送予定)

※ 第一次検定合格証明書には、合格者の写真が印刷されます。

〈第一次検定合格後の第二次検定について〉

19. 受検の手続期間・手続方法・受検手数料等について

(1) 手続期間

令和7年10月9日(木)～10月23日(木)

(2) 手続方法

第一次検定合格者は、合格通知書に同封されている払込取扱票で受検手数料を締切期日までに支払うことで、第二次検定の申込み手続きが完了します。

また、当センターホームページからも同様の手続ができます。なお、第一次検定合格通知書と振替払込請求書兼受領書(受検手数料の支払いに対する領収書に代わるものです)は提出不要ですので、振込後はご自身で保管してください。

(3) 受検手数料 17,200円(消費税非課税) ※インボイス対応取引ではございません

(4) 受検取消について

10月31日(金)(消印有効)までに「(様式ロ)受検辞退届」(30 ページ)を郵送された方に限り、受検申込みの取消を受け付けます。受検手数料は、郵送料・為替発行料を差し引いた金額を普通為替で返金いたします。(令和8年1月中旬予定)

20. 住所変更等について

申込書類提出後に住所(受検票等の送付先)、氏名、本籍(都道府県)等に変更があった場合は、「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(29 ページ)を印刷し、申込時の試験地、受検番号(分かる場合のみ)、氏名(フリガナ)、生年月日、日中連絡の取れる電話番号及び変更事項を記入のうえ、当センター造園試験課「住所変更係」まで郵送してください。(提出先は32 ページを参照)氏名変更した方は戸籍抄本(または旧姓が併記された住民票)を併せて提出してください。

※ (様式イ)が未提出の場合は、受検票や結果通知書が届かない場合がありますので必ず提出してください。

2 1. 受検票の送付について

受検票は **1 1 月 1 7 日(月)**に発送予定です。

- ・受検票(ハガキ)は普通郵便で発送します。
- ・受検票が届かない方は、1 1 月 2 5 日(火)以降にお問い合わせください。
- ・受検票を受け取りましたら、検定種目、試験日時、試験会場、受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。
- ・受検票を紛失した方は必ず事前に造園試験課へ問い合わせ、受検番号・試験会場等を確認のうえ試験当日に試験会場受付で再発行を受けてください。(顔写真付きの身分証明書をご持参ください)
- ・試験会場については当センターホームページ上でも公表します。
- ・試験会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。

2 2. 受検地変更について

受検地変更を希望される場合は、**1 2 月 1 日(月)必着**までに「2 2. 受検地変更について」(24 ページ)を参照して手続をしてください。

※ 受検地変更許可書が届かない方は、必ず1 2 月 5 日(金)までにお問い合わせください。

2 3. 試験日時・試験地・試験の内容について

(1) 試 験 日 **令和 7 年 1 2 月 7 日(日)**

(2) 試験時間

入 室 時 間	13 時 00 分まで
受 検 に 関 す る 説 明	13 時 00 分～13 時 15 分
試 験 時 間	13 時 15 分～16 時 00 分

(3) 試 験 地

札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇

※ 試験会場は受検票でお知らせします。会場確保等の都合により、やむを得ず近郊の都市で実施する場合がありますのでご了承ください。

(4) 試験の内容

次の検定科目の範囲とし、記述式による筆記試験を行います。

検定区分	検定科目	検 定 基 準
第 二 次 検 定	施 工 管 理 法	1. 監理技術者として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者として、工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 3. 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる応用能力を有すること。

※第二次検定の試験問題について令和6年度から一部見直しを行っています。内容は当センターのホームページを参照してください。

(5) 合格基準

以下の基準以上の者を合格とします。ただし、試験の実施状況等を踏まえ変更する可能性があります。

- ・第二次検定 得点が60%以上

(6) 個人の成績の通知

成績の通知は以下のとおり行います。なお、通知する成績については全体の結果のみとし、設問毎の得点等については通知しません。

- ・第二次検定 【評定】 A : 合格(合格基準以上)
B : 得点が40%以上合格基準未満
C : 得点が40%未満

- ・通知した成績に係る問い合わせにはお答えできません。
- ・合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。

2 4. 受験に際しての注意

- ・事前に交通機関、経路、所要時間などを確認し、遅刻しないよう試験会場にお出かけください。
- ・試験会場及びその付近には駐車・駐輪できませんので、自動車・バイク・自転車等での来場はお断りします。公共交通機関(電車・バス等)をご利用ください。駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は再入室できません。

(1) 試験当日に必要なもの

- ・受検票
- ・筆記用具(HBの黒鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)
 - ※ 万年筆、ボールペンでの記入は禁止
 - ※ 電卓等は使用できません
- ・時計(計算機能、辞書機能、通信機能を持つ時計及び携帯電話による時計機能の使用は不可)

(2) 試験会場における注意

- ・試験当日は12時45分までに来場し、受検番号の席につき受検票は机の上に置いてください。
(受検票がないと受検できません)
- ・受検票を紛失した方は、試験当日に試験会場の受付で再発行手続きを行ってください。
(顔写真付きの身分証明書をご持参ください)
- ・試験会場内では試験監督者の指示に従ってください。
- ・試験開始後1時間以内及び試験終了時刻10分前以降は退室できません。
- ・試験問題・解答用紙の持ち帰りはできません。ただし、試験問題は試験終了時刻まで在席した方のうち、希望者に限り持ち帰りを認めます。途中退室者は退室時及び試験終了後の持ち帰りはできません。
- ・解答用紙を試験室から持ち出すことを禁止します。持ち出した場合は不正行為となります。また、解答用紙が未提出の場合は失格となります。
- ・受検票及び座席票への試験問題・解答の書き写しは禁止します。
- ・不正行為を行った者及び試験監督者の指示に従わない者には退場を命じます。
- ・試験室内では携帯電話等の電子機器の電源を切り、指定の封筒に入れカバン等にしまってください。また、時計代わりにの使用も禁止します。
- ・試験中、机の上に置いてよいものは、「受検票」「鉛筆又はシャープペンシル」「消しゴム」「時計」のみです。その他のもの(筆箱・飲み物等)は机の上に置かないでください。また、帽子やイヤホンの着用は認められません。
- ・喫煙は指定場所以外では厳禁です。(試験会場により場内禁煙となる場合があります)
- ・自動車・バイク・自転車等での来場はお断りします。

25. 試験問題の公表について

1級造園施工管理技術検定 第二次検定の試験問題は、当センターホームページで、令和7年12月8日(月)13時から1年間公表します。

※ 第二次検定の解答は公表しません。

26. 合格発表について

合格発表日	令和8年3月4日(水)
公表期間	令和8年3月4日(水) 9時～3月18日(水)

(1) 結果通知書の発送及び合格者受検番号の公表

上記発表日付けで第二次検定合格者及び不合格者に、当センターから文書で発送します。欠席者への通知はありません。

また、当センターホームページで第二次検定合格者の受検番号を公表します。

※ 試験問題、解答の内容及び個人得点等に関する問い合わせは一切受け付けません。

(2) 結果通知書が未着の場合

令和8年3月11日(水)を過ぎても結果通知書が届かない方は、当センター造園試験課にご連絡ください。受検者本人の問い合わせに限り可否の結果をお伝えします。

※ 「個人情報の保護に関する法律」により受検者以外の問い合わせにはお答えできません。

※ 当センター以外での電話による可否の問い合わせは行っておりません。

27. 第二次検定合格証明書の交付申請手続きについて

第二次検定に合格後、合格通知書に同封してある交付申請書を国土交通省に受付期間内に申請した方は、「1級造園施工管理技術検定 第二次検定合格証明書(1級造園施工管理技士)」が交付されます。(令和8年4月頃以降、国土交通省より発送予定)

※ 第二次検定合格証明書には、合格者の写真が印刷されます。

28. 国外における実務経験について

(1) 建設業許可を受けた業者における国外の実務経験について

建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事における実務経験であれば、国内の実務経験と同様に認められます。(建設業許可書の写し等を申込書類と一緒に郵送してください)

(2) 上記以外の国外の実務経験について

国土交通大臣に個別に申請し認定書の交付を受けることで、造園施工管理の技術検定を受検できます。認定書交付手続きは、認定審査が約6ヵ月程度を要するとされていますので、余裕をもって事前に手続きを行ってください。(申請者の現住所が国外の場合は申請できません)

(認定に関する問い合わせ先)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係

TEL 03-5253-8111(代) 「技術検定制度—国土交通省」で検索

HP アドレス https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00026.html

29. よくある質問

Q. 申込後に氏名、本籍、住所(受検票等の郵送先)が変わりましたが、どうすればよいですか。

A. 「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(29 ページ)に必要事項を記入し、住所変更係あてに郵送してください。(提出先は 32 ページを参照)

Q. 試験会場を教えてください。

A. 受検票の発送をもって試験会場をお知らせしています。それまでは会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q. 試験当日に急な用事が入ったため受検できなくなったのですが、何か手続が必要ですか。

A. 受検取消の締切前でしたら、「(様式ロ)受検辞退届」(30 ページ)を提出した方に限り受検手数料を返金いたします。締切日後は受検手数料の返金はできませんので手続き不要です。試験当日は、そのまま欠席していただいて構いません。

Q. 試験問題、解答の内容等について問い合わせできますか。

A. 試験問題、解答の内容等についてはお答えできません。

Q. 講習会や参考書を紹介してもらえますか。

A. 当センターは試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会等は実施しておりません。参考書等についても紹介等は行っておりません。

Q. 領収書を発行してください。

A. 下記URLよりダウンロードができます。

<https://www.jctc.jp/exam/receipt/>

なお、受検手数料は非課税取引です。インボイス対応取引ではございません。

30. (様式イ) 住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届について

令和7年度 1級造園施工管理技術検定 第一次検定・第二次検定 (様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届

申込時の試験地

--

受検番号	申込者氏名			生年月日
	フリガナ	(氏)	(名)	
	氏 名			昭和 年 月 日 平成

※受検番号がわかる方は記入してください。

(自宅・携帯・勤務先)

※変更内容について確認する場合がありますので、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

①新住所(受検票等の送付先)

※マンション・アパート等は部屋番号まで詳しく正確に記入してください。

※送付先を勤務先にする場合は、勤務先住所、勤務先名、所属まで詳しく正確に記入してください。

フリガナ	
住 所	(〒 -)

※手引の「住所変更について」をよく読んで記入してください。なお住民票の提出は不要です。

②氏名変更

※戸籍抄本(または旧姓が併記された住民票)を提出してください。(コピー不可)

フリガナ	(氏)	(名)
旧氏名		

→

フリガナ	(氏)	(名)
新氏名		

③本籍変更

旧本籍	
-----	--

→

新本籍	
-----	--

※同一都道府県内での変更は届出の必要はありません。

④受検希望地変更

※手引の「受検地変更について」をよく読んでください

申込時の試験地	第一次検定(新希望地)	第一次検定合格後の第二次検定希望地	変更の理由
	(9月7日)	(12月7日)	

※申込書類提出後に変更が生じた場合、このページを印刷して使用してください。

※該当項目のみ記入してください。

3 1. (様式口) 受検辞退(受検申込後の取消手続き)届について

このページを印刷して必要事項を記入し、受検取消の締切日(消印有効)までに当センター造園試験課「受検辞退係」まで郵送した方に限り、受検申込みの取消を受け付けます。締切日後は、いかなる理由があっても受検の取消はできません。(第一次検定は 17 ページ、第二次検定は 23 ページ参照)

(様式口)受検辞退届

令和 7 年度 1 級造園施工管理技術検定 第一次検定・第二次検定 の受検申込みをしました
が、下記理由により受検できなくなったため、受検を辞退します。

令和 7 年 月 日

一般財団法人 全国建設研修センター 造園試験課 御中

フリガナ	
申込者氏名	
生年月日	(昭和 ・ 平成) 年 月 日
辞退理由	
日中に連絡が とれる連絡先	(自宅 ・ 携帯 ・ 勤務先) - -
受検手数料の 返金先住所	(〒 -) ※勤務先の住所にする場合は、勤務先名、所属名まで記入してください。
申込時の試験地	

本人署名・捺印 _____ 印

施工管理技術検定における自然災害等による 不可抗力が発生した場合の対応方針について

【 自然災害等による不可抗力により試験を中止する場合について 】

全国又は一部試験地及び試験会場において、自然災害等による不可抗力により試験実施が困難な場合には、試験を中止する場合があります。

その場合は原則として再試験は実施しませんが、受検手数料については返金いたします。

なお、当センターは中止にともなう受検者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負いません。

【 試験実施に関する情報提供 】

自然災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、当センターホームページで事前にお知らせする予定です。

自然災害等の不可抗力による試験中止等については、原則として当センターホームページに掲載します。

試験前日又は当日に試験中止の判断をする場合があります。また、事前に中止の可能性が高い場合にはその旨をお知らせしますので、その後の最新情報を確認してください。

ご 注 意

一般財団法人全国建設研修センターと似た名称を用いて申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当センターとは一切関係ありません。
当センターは出先機関や代行機関は設置しておりません。

不正行為に対する受検禁止措置について

申請内容等に不備がある場合や不正行為が発覚した場合、受検もしくは合格を取り消し、最長3年間の受検禁止措置がとられます。

一般財団法人 全国建設研修センターのプライバシーポリシー

- ・一般財団法人 全国建設研修センターは、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、受検申込者の個人情報の保護に努めます。
- ・当センターは、受検申込みの際に試験業務の遂行上必要な事項として受検申込者の氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。なお、これらの情報は試験を実施するための重要な情報として利用し、それ以外の目的では利用しません。
- ・受検申込者個人を特定する情報は、外部に対して一切公開、提供しません。
- ・受検申込みの際に提出された申請書類の内容を外部に公開、提供することはありません。また、外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当センターは法令等に基づきその要請を拒否し、受検申込者の個人情報の保護に努めます。ただし、法令等に基づく公的機関からの要請により開示しなければならない場合は、個人情報を提供する場合があります。
- ・個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に努めます。
- ・ただし、合格証明書の交付を受けた方の情報(資格区分、証明書番号、氏名、生年月日、取得年月日)は、公共工事の発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 全国建設研修センター 造園試験課

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

TEL 042-300-6866

ホームページアドレス <https://www.jctc.jp/>

電話によるお問い合わせ対応時間 9:00~17:00

土・日曜日・祝日は休業日です。

※お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。

◎検定に関する最新情報はホームページをご確認ください